

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 31 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成21年10月6日（火曜日）		開会 13時30分		閉会 14時08分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山口、荒木、堀、酒井、堀田、渡辺				事務局	中嶋事務局長
		議長					田湯次長
欠席委員							寺嶋主査
説明員		別紙のとおり			議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 今後のごみ処理について						
	(2) 重度身体障害者ケアステーションの廃止について						
	(3) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について						
	2 その他について						
	休憩中、常任委員会の視察内容について事務局より報告があった。						
	3 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することとした。						
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊞						

平成21年10月5日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成21年10月1日付け滝議第109号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部くらし支援課長

市民生活部くらし支援課主幹

保健福祉部長

保健福祉部次長

保健福祉部福祉課副主幹

保健福祉部福祉課副主幹

深 瀬 文 彦

南 均

狩 野 道 彦

橘 弘 恭

谷 本 敏 史

国 嶋 隆 雄

(総務部総務課総務グループ)

第31回 厚生常任委員会

H21.10.6(火) 13:30
第二委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）今後のごみ処理について

（資料）くらし支援課

《保健福祉部》

（2）重度身体障害者ケアステーションの廃止について

（資料）福祉課

（3）生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について

（口頭） 〃

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 31 回 厚生常任委員会

H21. 10. 6 (火) 13 時 30 分

第二委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。

委員長

1 所管からの報告事項について

(1) について説明願う。

南主幹

(1) 今後のごみ処理について

委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

酒井

説明が終わった。質疑はあるか。

① 公設公営の焼却処理ということで、具体策については事務局で協議を進めているとあるが、どのぐらいまで考えているのか伺う。以前言っていたストーカ式焼却炉や灰溶融炉なども含まれるのか伺う。

② 環境アセスについて伺う。以前はエコバレー隣接地に建設するということで、環境アセスの面では有利との答弁があったと思うが、以前エコバレーで使っていたものがどの程度利用できるのか伺う。

③ 雇用などの地域振興について伺う。エコバレーが休止したために勤められていた従業員の方も非常に苦慮されていると思う。エコバレーと比べて雇用面でどうなのか伺う。あくまでも既存のものを引き継ぐということか、それとも新たな雇用が生まれるということなのか伺う。

④ 特別地方公共団体を新たに組織するということだが、どういったものになるのか伺う。新たに可燃ごみだけを対象として5市9町で設立することになるのか、それとも組合が主体となって行う形になるのか伺う。

南主幹

① 報告書等が過去2回あるが、その中でストーカ式ということで経費の試算などを行っている。ただ現在は灰溶融炉を設置するかどうかも含めて検討段階である。

② アセスデータの利用範囲だが、気象データなどは使える部分があるということで、北海道等と調整しているところである。何がどこまで使えるかについては調査中の段階である。ただエコバレーがやめてからそんなに期間がたっていないので、北海道からは利用可能なものはあると聞いている。

③ 新施設になると今のエコバレーは解体となる。今雇用している方には地元歌志内の方もいらっしゃるので、その辺についてこれから事務作業の中で詰めていくところである。

④ 特別地方公共団体については、一部事務組合にするのか広域連合にするのかなどについて、中身の勉強も含めて今作業に入っているところである。ごみの焼却に限ったものにしようということで今考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (1) は報告済みとする。所管入れかえのため休憩する。

休 憩 13:37

再 開 13:40

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開する。(2) について説明願う。

(2) 重度身体障害者ケアステーションの廃止について

谷本副主幹
委員長
酒井

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① 今後も当分の間、関係機関と連携をとり対応していくと言われたが、「当分の間」というのが引っかかる。滝川市の都合で入居者の皆さんに迷惑をかけている以上、本来であれば「当分の間」という言葉は出てこない。結果として「当分の間」になったのかもしれないが、入居されている限りは現況どおり対応していくとならないのか。このこと自体にお金がどれだけかかるかは全く関係ないことで、気持ちの面がこういうところに表れたのではないかと思う。「当分の間」の趣旨について伺う。

② ケアの体制について、廃止前のサービスを維持するということだが、どれだけ維持できない部分があるのか伺う。

③ 入居者の負担額について、廃止前は月額1万5,700円を徴収していたということで、今回からはケア利用料そのものが廃止になるとのことだが、これまでと同様のケアを受ける場合、この1,500円から3,000円のできるのかどうか伺う。機械的に介護保険の1割負担などということで算出されたのかどうかも含めて伺う。

谷本副主幹

① 「当分の間」の趣旨だが、今現在の状況で説明すると、振興公社の職員の方に毎日巡回していただいている。部屋を一つ一つのぞくというわけではないが、廊下や建物の周りなどを10月から毎日巡回していただくことになっており、いつまでという期限は決まっていない。「当分の間」という言葉が適切でないとすればそうかもしれないが、一般の在宅の障がい者の方に対しても窓口や電話その他で相談があれば、場合によっては家まで出向いていくというようなことも通常行っており、ここの方は過去のつながりもあるので、そういうことに関しては「当分の間」ではなく、今後もずっと継続して相談に応じるということである。

② 本人と私どもとサービス事業者、介護保険対象者であればケアマネジャーの3者あるいは4者が集まり、10月以降のサービス内容について相談して決めた。その方によってサービスを受けている度合いが違うが、例えば週1回の掃除、入浴介助といったことは廃止前と同じような状況で行っていくし、廃止前よりサービスが減ったという世帯の方はいないと思っている。

③ 6世帯のうち2世帯は生活保護世帯である。生活保護の場合、介護保険であれば要介護度に応じてそれぞれ基準限度額が決まっており、その範囲内であれば自己負担なしということになっている。そのほかの方についても、この1,500円から3,000円というのは、障がい者の方の所得状況によりランクがあり、ヘルプサービスの場合だと1,500円、3,000円、9,300円、2万何千円ということで4段階くらいに分かれており、今入居されている方の所得では、1,500円と3,000円の段階で、今の制度が変わらない限り負担額は変わらないことになっている。介護保険であれば要介護認定調査による要介護度で要支援から7段階、障害福祉であれば6段階ということで、介護保険のほうは障害程度区分によって決まる限度額と1割負担なので、重くなれば限度額も1割の負担額も多くなるということである。ここにも入居の方で一番重いのが要介護3という方がいらっしゃるが、その方はデイサービスを週3回ということで濃厚に受けているので、デイサービスでは月1万7,400円を負担していると聞いている。廃止前は1万7,400円のほかに1万5,700円のケア料金をいただいた。障がい

のほうは介護保険のように介護度によって1割ということではなく、障害者自立支援法にもいろいろと経過があり、当初の応益負担が批判を浴びて何回かの減額措置や改正があり、今のように例えばヘルプサービスであれば4段階ということで、介護度とは違って別途そういうふうに基準が決められている。

委員長
渡 辺

他に質疑はあるか。

今後の関係機関との連携の関係で「当分の間」ということだったので、3カ月後でも6カ月後でもいいので、アンケートや面会しての入居者の意見などを報告していただきたいと思うがいかがか。

谷本副主幹

アンケートという形になるかはわからないが、入居者の方々にとっては初めての体験になるので、経過はお聞きしていきたいと思う。特に介護保険の場合だとケアマネージャーのプランは1カ月単位なので、ケアマネージャーによるサービスの検証といったこともあると思うので、連携をとって引き続き経過を見ていきたいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(2)については報告済みとする。(3)について説明願う。

橘部次長

(3) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について

滝川市長が原告になっている損害賠償事件の第8回の口頭弁論が、9月3日に札幌地裁で開かれた。裁判の審理については、第1と第2にグループ分けしており、9月10日に判決分離によって第1グループ、片倉勝彦、片倉ひとみ、板倉、小向と高寿福祉興産の判決の言い渡しがあった。内容については、虚偽の請求でだまし取った犯罪行為である以上、滝川市の落ち度を考慮し、賠償額を減額することにはならないということで、被告側の訴えもあったが、それを退けて全額賠償を認める原告側の勝訴判決となったところである。これを受けて市では早速マスコミ等にコメントを発表したが、この判決に対して不服ということで片倉受刑者が控訴の手続をとったと聞いている。控訴については、判決の言い渡しから2週間ということなので、恐らく2週間以内に高等裁判所に手続をとったと思う。まだ控訴費用が裁判所に納められていないことから、現段階では控訴は未確定である。控訴費用については、第1審の判決の日から30日以内に納めることになっており、恐らく10月8日までに納めなければ控訴は棄却ということになる。弁護士に確認したところ、控訴費用は約19万円とのことである。一般的には刑事事件の場合、控訴費用はかからないが、民事裁判については控訴費用はかかるということである。第2グループについては、タクシー会社社長と役員で3人がいるが、継続して審議中である。場合によっては第2グループの中でも判決分離の可能性があると聞いている。次に、債権の差し押さえについてお話しさせていただく。勝訴判決に伴い、滝川市では民事保全法による仮差し押さえを行っていた。預金では高寿福祉興産名義が25万7,964円、高寿福祉興産の後藤代表名義で190万2,342円、合計で216万306円を現在の民事保全法の仮差し押さえから民事執行法による差し押さえ、いわゆる本差しに移行して債権の回収手続に入る予定である。仮差し押さえ中の車両4台について、現在は高寿福祉興産という会社はないが、その元社員が飛鳥緑誠会という会社をつくり移送代行業を営んでおり、車両の維持管理をしている。4台中2台については非常に古く老朽化しており、エンジンも不具合ということで廃車予定ということである。残る2台については一部修繕をしながらも走行できているので、それについては何とか飛鳥緑誠会に売却しようと考え

ている。その車両についても平成6年式で十五、六年経過していることから、実質的には資産価値もなく、換価額も非常に安いと思うが、弁護士によると1台5万円ぐらいということで、2台で10万円ぐらいで売却し、少しでも私どもの損害賠償の金額に入りたいという考えである。これに伴って仮差し押さえの取り下げにより以前に払っていた供託金については還付になる予定である。次回の口頭弁論は恐らく最終になると思うが、11月26日に札幌地裁で開催される。住民訴訟については10月14日に口頭弁論が開かれる。

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。

2 その他について

委員長 事務局から常任委員会の視察内容について報告願う。休憩する。

休 憩 14:07

再 開 14:08

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

3 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)以上をもって第31回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 14:08